

武蔵野市多文化共生推進プラン

令和5(2023)年3月

武蔵野市

目次

■ プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の背景.....	1
2 プランの位置づけ.....	4
3 プランの期間	4
■ 武蔵野市の多文化共生を取り巻く状況.....	5
1 武蔵野市の外国人住民について	5
2 「外国籍市民意識調査」の結果について.....	7
3 「市民意識調査」の結果について.....	12
4 武蔵野市国際交流協会の取組みについて.....	18
5 武蔵野市の取組みについて.....	20
■ プランの基本的な考え方、基本目標と施策の方向性.....	23
1 基本的な考え方.....	23
2 基本目標.....	23
3 施策の方向性	24
(1) 誰もが暮らしやすい地域共生社会の形成.....	24
(2) 生活を支えるコミュニケーション支援と情報発信の強化.....	26
(3) 誰もが安心して地域生活を送るための環境整備.....	28
■ プランの推進について	30
1 プランの周知	30
2 市における施策の実施状況の把握.....	30
3 関係機関等との連携.....	30
■ 参考資料.....	32

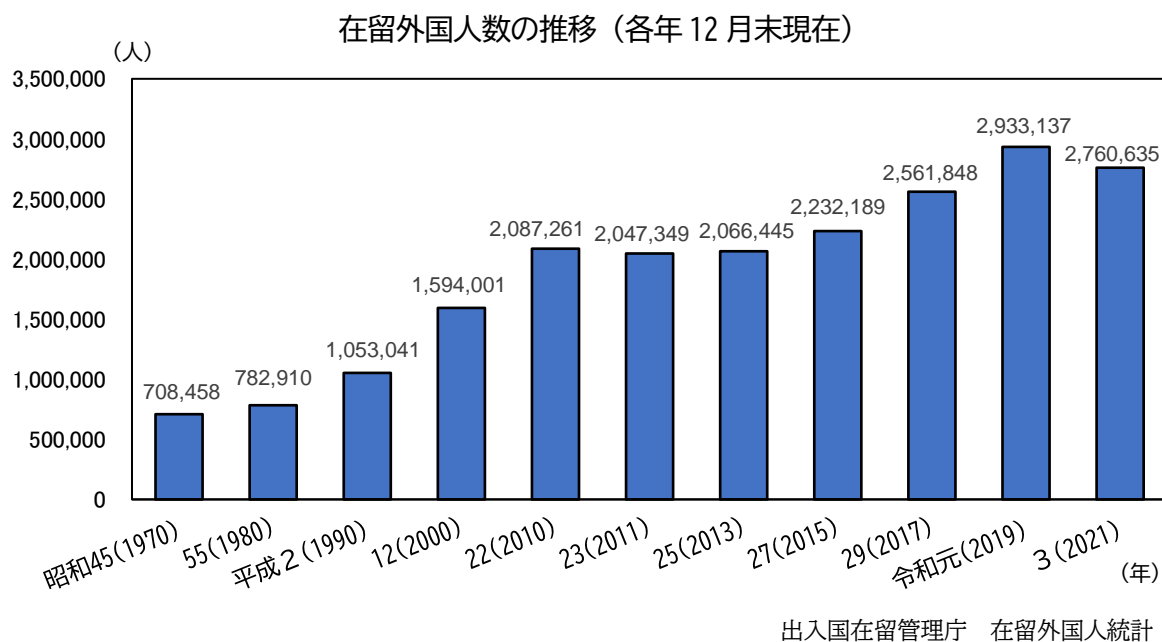
1	武蔵野市多文化共生推進プラン策定の流れ.....	32
2	要綱等	34
(1)	武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会設置要綱.....	34
(2)	武蔵野市多文化共生推進懇談会設置要綱.....	36
(3)	武蔵野市多文化共生推進懇談会委員	38

■ プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景

日本に在留する外国人は、1970年代までは、大半が在日韓国・朝鮮人でしたが、1980年代以降、グローバル化の進展により人の国際移動が活発化しました。昭和58(1983)年及び昭和59(1984)年、国の懇談会・審議会において、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進国並みとするいわゆる「留学生受入れ10万人計画」の実施及びその推進が提言され、国は積極的な留学生の受入れ推進施策を実施しました。また、自治省(現在の総務省)は昭和62(1987)年に「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」、昭和63(1988)年に「国際交流のまちづくりのための指針」、平成元(1989)年に「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を定め、「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促しました。

その後、平成2(1990)年の改正入管法の施行による南米諸国からの日系人の受入れと外国人研修生の受入れの拡大等を背景に、在留外国人の数は大きく増加していきました。



総務省は、平成 18（2006）年 3 月、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増している」¹ことから、「地域における多文化共生」を第三の柱として地域の国際化を一層推し進めるため、都道府県や市区町村における多文化共生推進に関する指針・計画の策定に資する「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後も、平成 27（2015）年には在留資格に「高度専門職」、平成 31（2019）年には「特定技能」が創設されるなど、国はさらなる外国人の受入れを進めてきました。

この結果、在留外国人の数は、平成 20（2008）年のリーマン・ショックや平成 23（2011）年の東日本大震災、令和 2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少に転じたことはあったものの、国内の在留外国人数は令和 3（2021）年末時点で 2,760,635 人、令和 4（2022）年 6 月末時点では 2,961,969 人と過去最高を記録し、おおむね増加の一途をたどるとともに、多国籍化も進みました。

こうした在留外国人の増加・多国籍化、先述の在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化等を踏まえ、総務省は、令和 2（2020）年 9 月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、改めて多文化共生推進に係る指針・計画の策定や見直しを都道府県及び市区町村に要請しました。

また、外国人材の受入れ・共生のための取組みを、より強力的に、かつ包括的に推進していくために、政府は平成 30（2018）年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、以降毎年総合的対応策を改訂して施策を推進しています。加えて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策

¹ 平成 18（2006）年 3 月 27 日付総行国第 79 号「地域における多文化共生推進プランについて」（総務省自治行政局国際室）

を示す「外国人材との共生社会の実現に向けたロードマップ」を令和4（2022）年6月に策定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

このような流れの中で、武蔵野市（以下「本市」とします。）では、昭和60（1985）年、世界平和を実現するための「地方自治体としての適切かつ効果的な取り組み方」について武蔵野市平和問題懇談会に諮問し、取組みの一つとして国際交流が提言されたことをきっかけとして、青少年の海外友好都市への派遣及び受入れなど、様々な施策を行ってきました。近年では、武蔵野市第五期長期計画（平成24（2012）～令和3（2021）年度）において「市内に在住する外国人等への日常生活支援」を施策として掲げてきましたが、武蔵野市第六期長期計画（令和2（2020）～11（2029）年度）では、重点施策の一つに「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げるとともに、「3 平和・文化・市民生活」の基本施策1に「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、「多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を積極的に図っていく」としています。

以上のことから、本市及び関係団体がこれまで行ってきた様々な取組みを多文化共生の視点で捉えなおし、武蔵野市第六期長期計画で掲げた多文化共生の実現に向けたプランを策定することとしました。

特に、本プランの策定にあたっては、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会における庁内検討と、外部の専門家や公募市民等からなる武蔵野市多文化共生推進懇談会による外部検討を並行して実施し、二つの会議による議論の深化により武蔵野市独自のプランとなることを目指しました。

2 プランの位置づけ

本プランは、国（総務省）の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年9月改訂）や東京都の「東京都多文化共生推進指針」（平成28（2016）年2月策定）等を踏まえながら、武蔵野市第六期長期計画に基づき、本市の多文化共生推進の基本的な考え方及び施策の方向性を示す指針です。

3 プランの期間

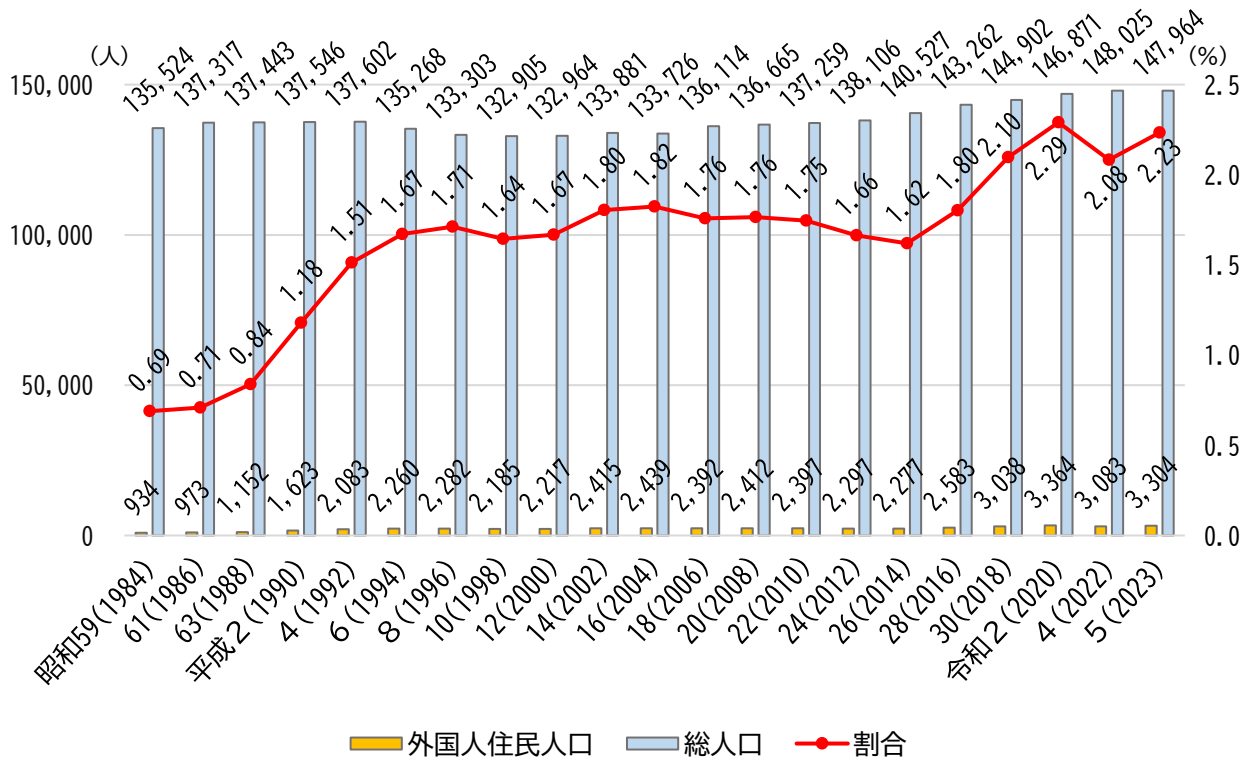
プランの期間は武蔵野市長期計画（調整計画を除く）に基づくものとし、長期計画の初年度（次回は令和10（2028）年度）に、長期計画における多文化共生に関する記載内容を踏まえて改定の可否を検討するものとします。

令和4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
第六期長期計画（令和2（2020）年度から）														
		調整計画								令和10（2028）年度に改定の可否を検討				
		多文化共生推進プラン（仮称）												
						第七期長期計画								
										調整計画				

■ 武蔵野市の多文化共生を取り巻く状況

1 武蔵野市の外国人住民²について

武蔵野市の外国人住民人口の推移（各年1月1日現在）



武蔵野市人口統計

本市の外国人住民の数は、昭和61（1986）年頃から平成6（1994）年頃にかけて900人台から2,200人台へ急激に増加し、その後は小幅な増減がありましたが、平成26（2014）年から令和2（2020）年にかけて再び大きく増加しました。令和5（2023）年1月1日現在、本市の外国人住民は3,304人で、総人口147,964人の2.23%にあたります。

² 外国人住民…住民基本台帳法で規定される「日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有するもの」を指す。

<国籍・地域別在留外国人比率> (武蔵野市の上位7国籍・地域)

	中国	韓国	米国	ネパール	台湾	ベトナム	フィリピン
武蔵野市	34.6%	15.0%	7.8%	6.3%	5.4%	3.8%	3.1%
多摩26市	34.0%	14.3%	3.7%	4.5%	2.8%	9.2%	9.2%
東京都	39.2%	15.4%	3.4%	4.7%	3.4%	6.6%	6.0%
全国	25.1%	13.9%	1.9%	4.2%	1.8%	16.1%	9.8%

<令和4(2022)年6月末> 出入国在留管理庁 在留外国人統計 第3表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人

本市の外国人住民を国・地域別で見ると、多い順に中国、韓国、米国、ネパール、台湾、ベトナム、フィリピンとなっています。構成割合では、米国、ネパール、台湾の占める割合が全国、東京都、多摩26市合計のいずれと比べても高くなっており、ベトナム、フィリピンの占める割合は低くなっています。

<在留資格別在留外国人比率> (武蔵野市の上位6項目)

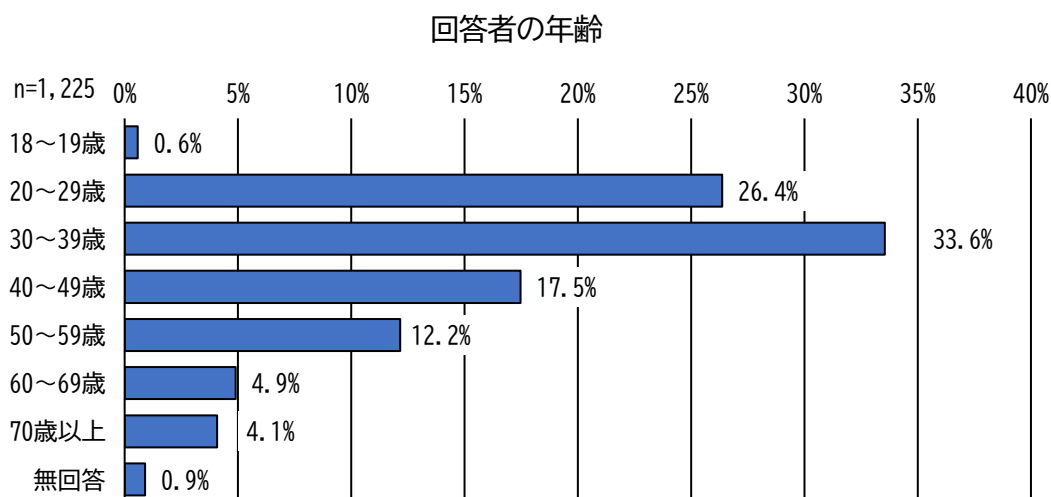
	永住者	技術・人文知識・国際業務	留学	家族滞在	日本人の配偶者等	特別永住者
武蔵野市	26.4%	19.3%	13.9%	9.7%	7.8%	7.0%
多摩26市	33.1%	10.9%	13.7%	8.1%	6.2%	8.2%
東京都	29.4%	15.8%	14.0%	10.1%	4.7%	7.1%
全国	28.6%	10.1%	8.8%	7.1%	4.8%	9.9%

<令和4(2022)年6月末> 出入国在留管理庁 在留外国人統計 第3表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人

また、在留資格別では、多い順に永住者、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在、日本人の配偶者等、特別永住者となっています。構成割合では、技術・人文知識・国際業務、日本人の配偶者等の占める割合が全国、東京都、多摩26市合計のいずれと比べても高くなっており、永住者、特別永住者の占める割合は低くなっています。

2 「外国籍市民意識調査」の結果について

本市の外国人住民の多分野での生活支援のためのニーズの把握を目的として、令和3（2021）年10月から12月まで、「外国籍市民意識調査」を実施しました。令和3（2021）年9月30日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の外国人住民を対象として、2,841通の調査票を送付し、回収件数は1,225件、回収率は43.1%でした。調査票は、本市の国籍・地域別の人数を参考に、英語、中国語、韓国語³、ネパール語及びやさしい日本語⁴の5言語で作成しました。

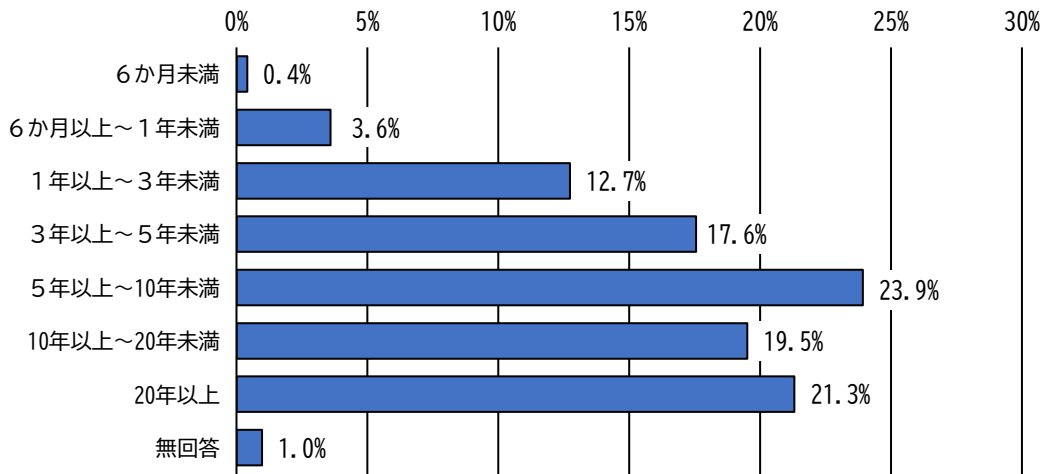


回答者の年齢は、30～39歳が最も多く、次いで20～29歳、40～49歳となりました。

³ 韓国語はWEB回答フォームのみ対応。その他の言語は調査票、WEB回答フォームともに対応。

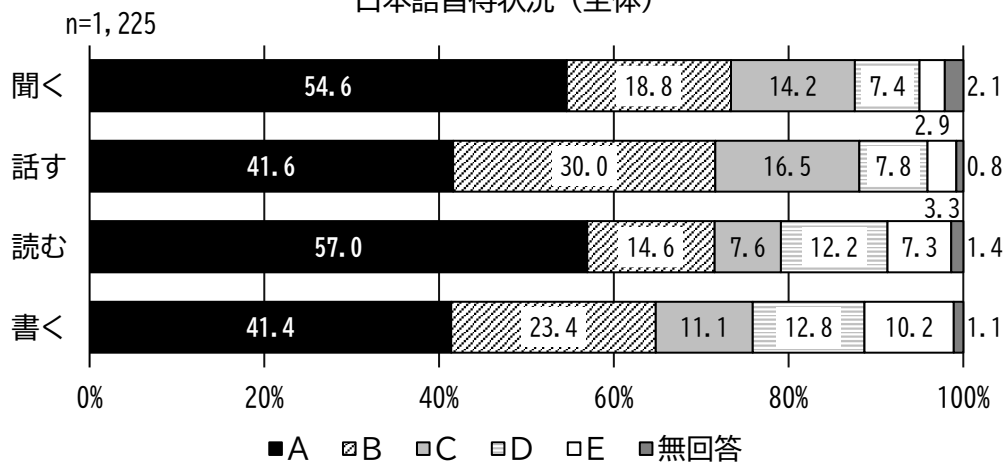
⁴ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするもの（令和2（2020）年8月「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、出入国在留管理庁・文化庁）。

回答者の日本での居住年数

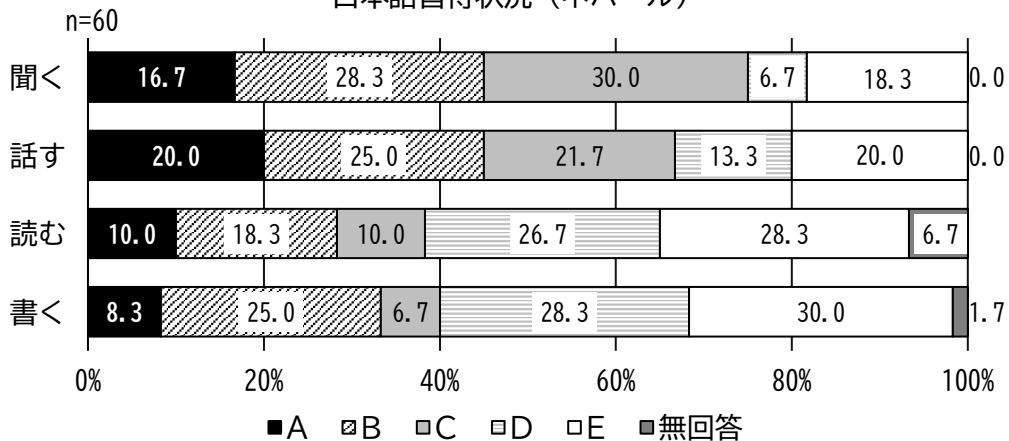


回答者の日本での居住年数は、5年以上～10年未満が最も多く、次いで20年以上、10年以上～20年未満となりました。

日本語習得状況（全体）



日本語習得状況（ネパール）



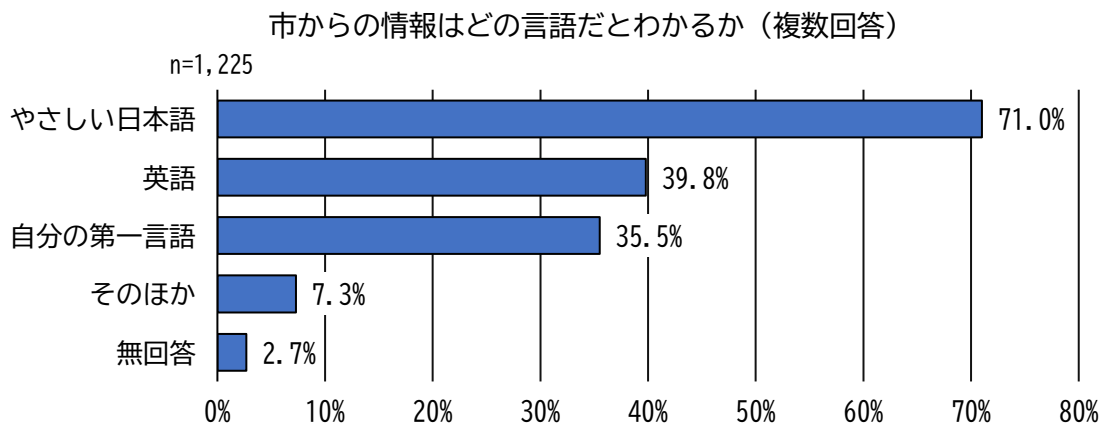
	A	B	C	D	E
聞く	ニュース、ドラマの内容を理解できる	相手の言うことは大体理解できる	相手がゆっくり話すことは理解できる	単語だけ聞き取れる	ほとんど聞き取れない
話す	自分の言いたいことが問題なく話せる	自分の言いたいことが大体話せる	簡単な日常会話ができる	自己紹介、決まったあいさつ、単語なら言うことができる	ほとんど話せない
読む	市役所や学校、職場からの手紙やお知らせを読んで、理解できる	市役所や学校、職場からの手紙やお知らせを読んで、少し理解できる	新聞・雑誌の広告やチラシ、駅の時刻表や案内板を見て、欲しい情報がとれる	絵のついた簡単な指示(例:ごみの捨て方、料理の作り方)がわかる	ほとんど読めない
書く	報告書やレポートで用いる文章を書くことができる	自己紹介や日常生活を伝える文章を書くことができる	まわりの人に伝える簡単なメモなどを書くことができる	名前や国名、住所などが書ける	ほとんど書けない

言葉（日本語）の習得状況について、「聞く」、「読む」については 50%を超える人が高いレベルで習得しており、「話す」、「書く」についても多くの人がB程度までできていることから、おおむね日本語で意思疎通ができることがうかがえます。

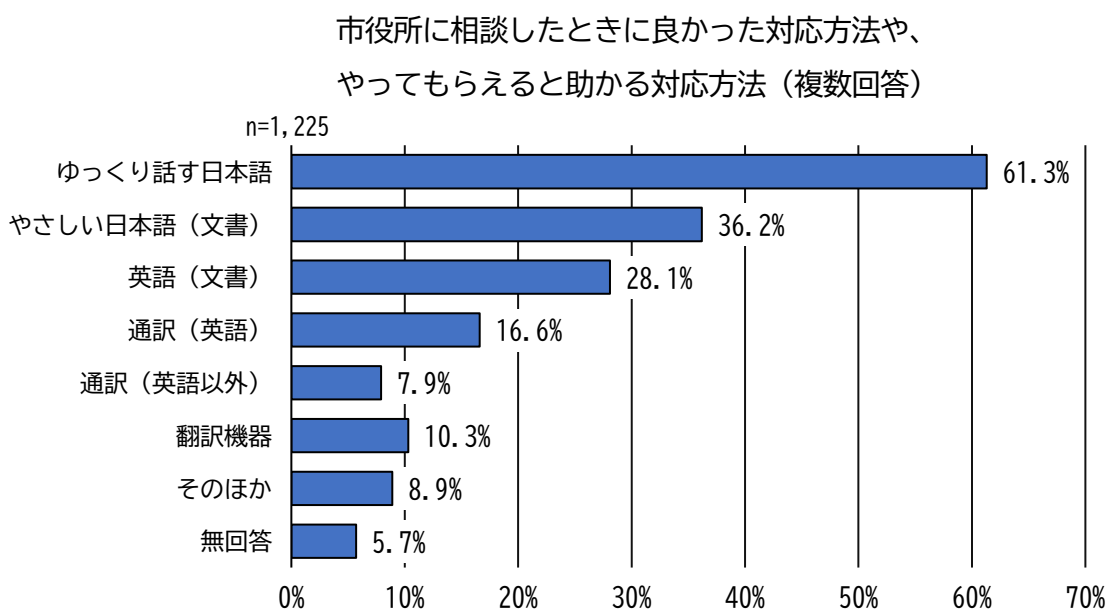
日本語の学習意欲については、「今後、日本語を学びたいと思うか」の設問に対し、「学びたい」と回答した人の割合は 64.9%で、日本での居住年数が長くなるにつれてその割合は低くなるものの、日本語の学習意欲のある人は多いといえます。

一方で、ネパール語を第一言語とする人たちに注目すると、日本語を「ほとんど聞き取れない」、「ほとんど話せない」、「ほとんど読めない」、「ほとんど書けない」と答えた人の割合が高くなっています。なお、ネパール語を第一言語とする人たちは、83.4%が日本での居住年数は 10 年未満と浅く、「今後、日本語を学びたいと思うか」の設問に対し、95.0%が「学びたい」と回答しています。

今回の調査ではネパール語の調査票を用意したため、ネパール語を第一言語とする人たちの日本語の状況が明らかになりましたが、他にも調査票の言語が分からず回答できなかった人たちがいる可能性を考慮する必要があります。



「市からの情報はどの言語だとわかるか」という設問に対しては、「やさしい日本語」が71.0%と最も高く、次いで「英語」が39.8%、「自分の第一言語」が35.5%となりました。ただし、漢字圏の国・地域の人や日本語の習得レベルが高い人にとっては漢字表記の多い「普通の日本語」のほうが理解しやすい場合もあり、やさしい日本語を使用する場合にも配慮が必要です。



また、「市役所に相談したときに良かった対応方法や、やってもらえると助かる対応方法はどれか」という設問に対しては、「ゆっくり話す日本語」が61.3%と最も多く、次いで「やさしい日本語（文書）」が36.2%、「英語（文書）」が28.1%となっています。多国籍化が進む

なかで行政サービスを全ての言語に対応させるのは現実的でなく、相手の日本語のレベルに合わせた「やさしい日本語」や、母語でなくても使用できる人の多い英語を使っていくことも有効であると考えられます。

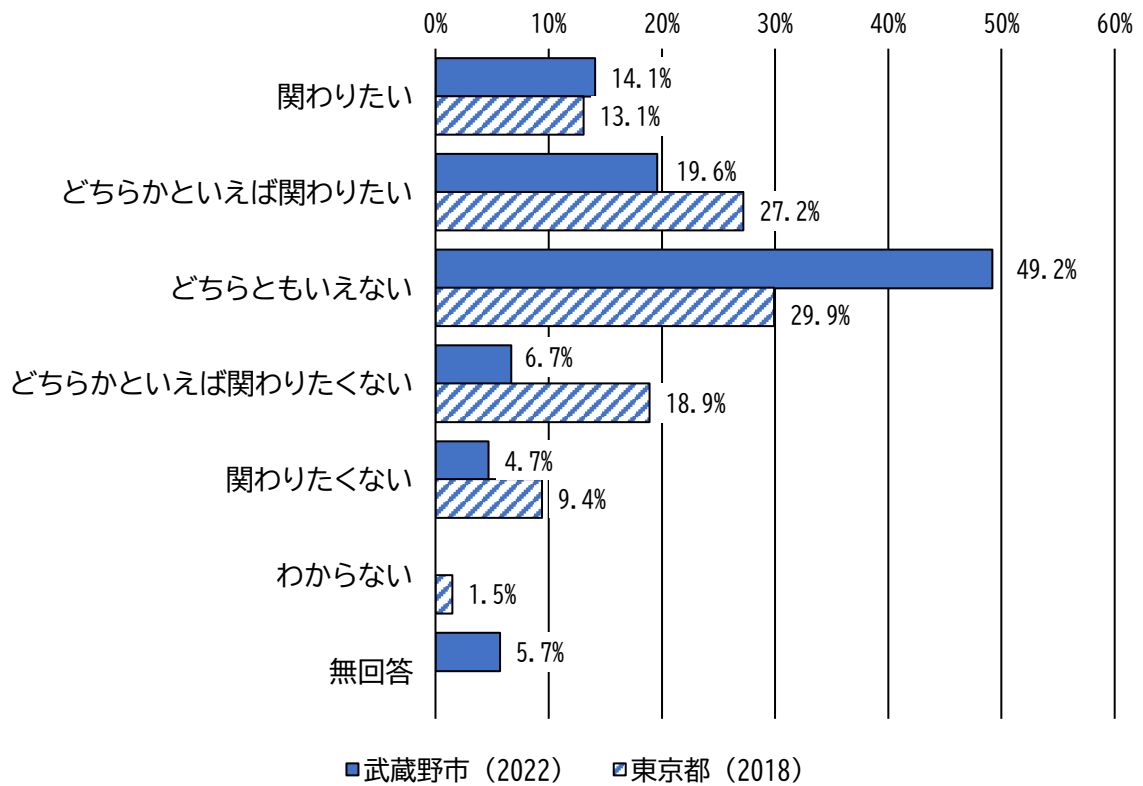
3 「市民意識調査」の結果について

本市の事務や事業の満足度、新たな行政課題や多様な市民ニーズを把握することを目的として、令和4（2022）年7月から8月まで、「市民意識調査」を実施しました。本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の方から4,000人を無作為に抽出して調査票を送付し、回収件数は郵送・WEBあわせて1,468件、回収率は36.7%でした。調査票の言語は日本語のみでした。

調査の中に平和・多文化共生についての項目を設け、地域での外国人との関わり等について尋ねました。なお、多文化共生の設問は、東京都が平成30（2018）年7月から8月まで実施した「都民生活に関する世論調査」に倣うこととし、東京都の調査結果との比較を試みました。ただし、実施時期、調査方法、標本数等の条件が異なることに留意が必要であり、特に令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う在留外国人の減少や、外出自粛をはじめとする生活様式の変化を考慮する必要があります。

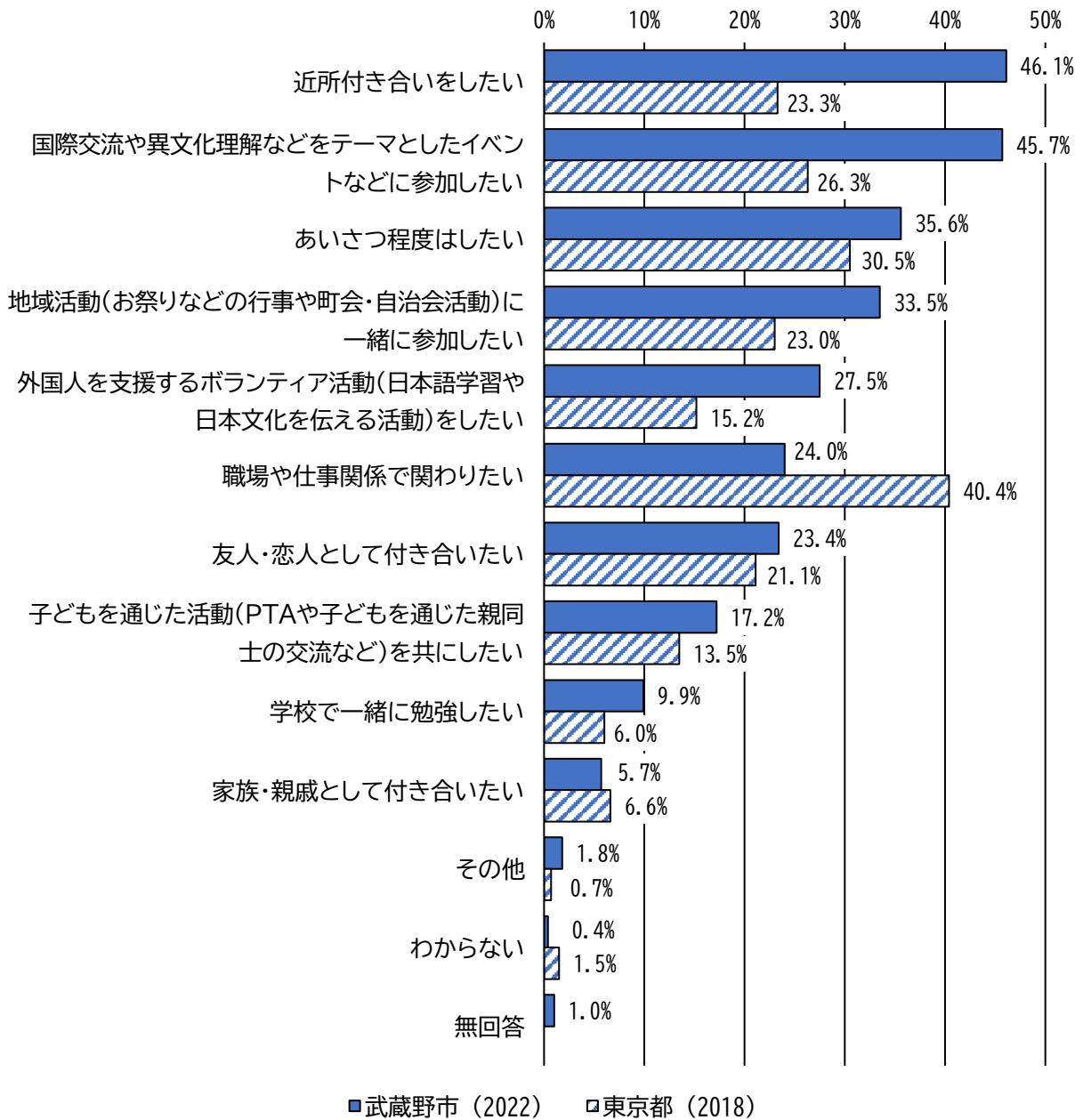
	武蔵野市民意識調査	都民生活に関する世論調査
実施時期	令和4（2022）年7月～8月	平成30（2018）年7月～8月
調査対象	市に居住する満18歳以上の方	都全域に住む満18歳以上の男女個人
調査方法	郵送配布—郵送・WEB回収併用	調査員による個別訪問面接聴取法
標本数	4,000	3,000
回収結果（回収率）	1,468（36.7%）	1,856（61.9%）

外国人との関わりの希望



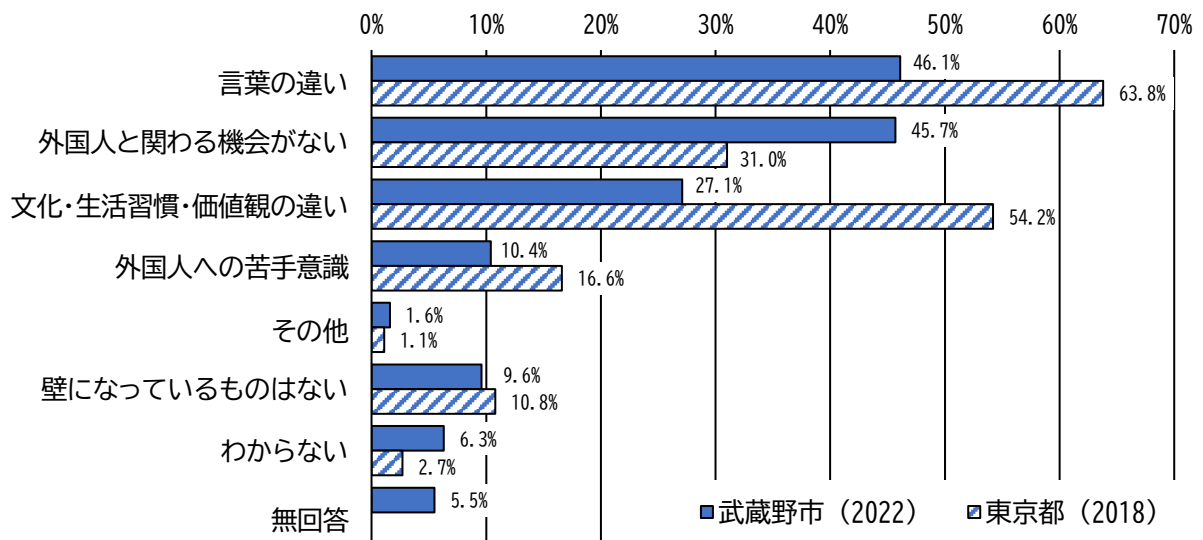
外国人との関わりの希望は、「どちらともいえない」が49.2%と最も高く、「関わりたい」と「どちらかといえば関わりたい」を合わせた「関わりたい」が33.7%、「関わりたくない」と「どちらかといえば関わりたくない」を合わせた「関わりたくない」が11.4%となりました。東京都の調査と比べても、「どちらともいえない」の割合が高くなっています。

希望する外国人との関わり方（複数回答）



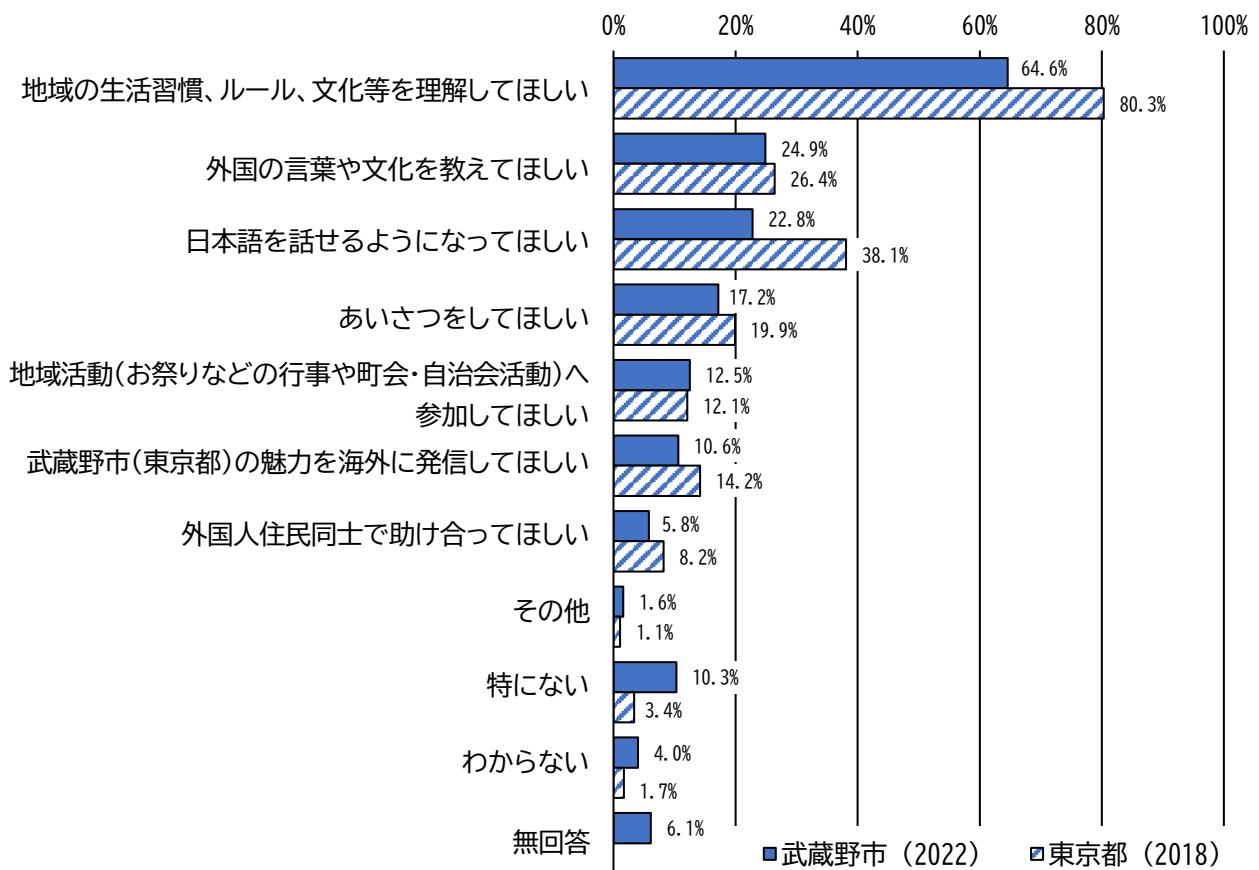
希望する外国人との関わり方については、「近所付き合いをしたい」、「国際交流や異文化理解などをテーマとしたイベントなどに参加したい」がともに4割を超えています。東京都の調査と比べても高く、逆に「職場や仕事関係で関わりたい」は低くなっています。

外国人と関わる際の支障（複数回答）



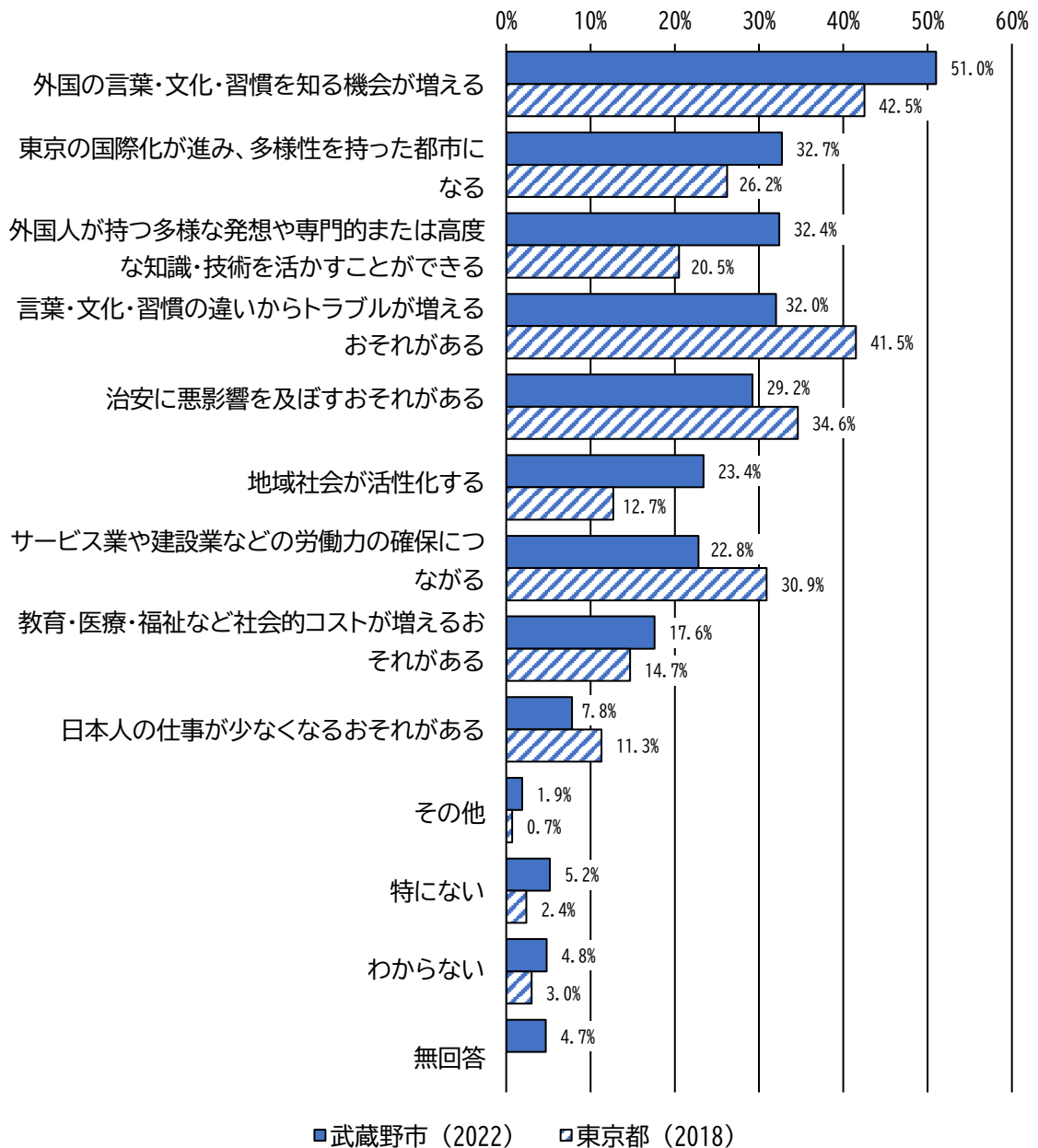
外国人と関わる際の支障としては、「言葉の違い」、「外国人と関わる機会がない」がともに4割を超えています。東京都の調査と比べると、「外国人と関わる機会がない」が高く、「言葉の違い」、「文化・生活習慣・価値観の違い」は低くなっています。

外国人が地域社会の一員として生活するうえでしてほしいと思うこと（複数回答）



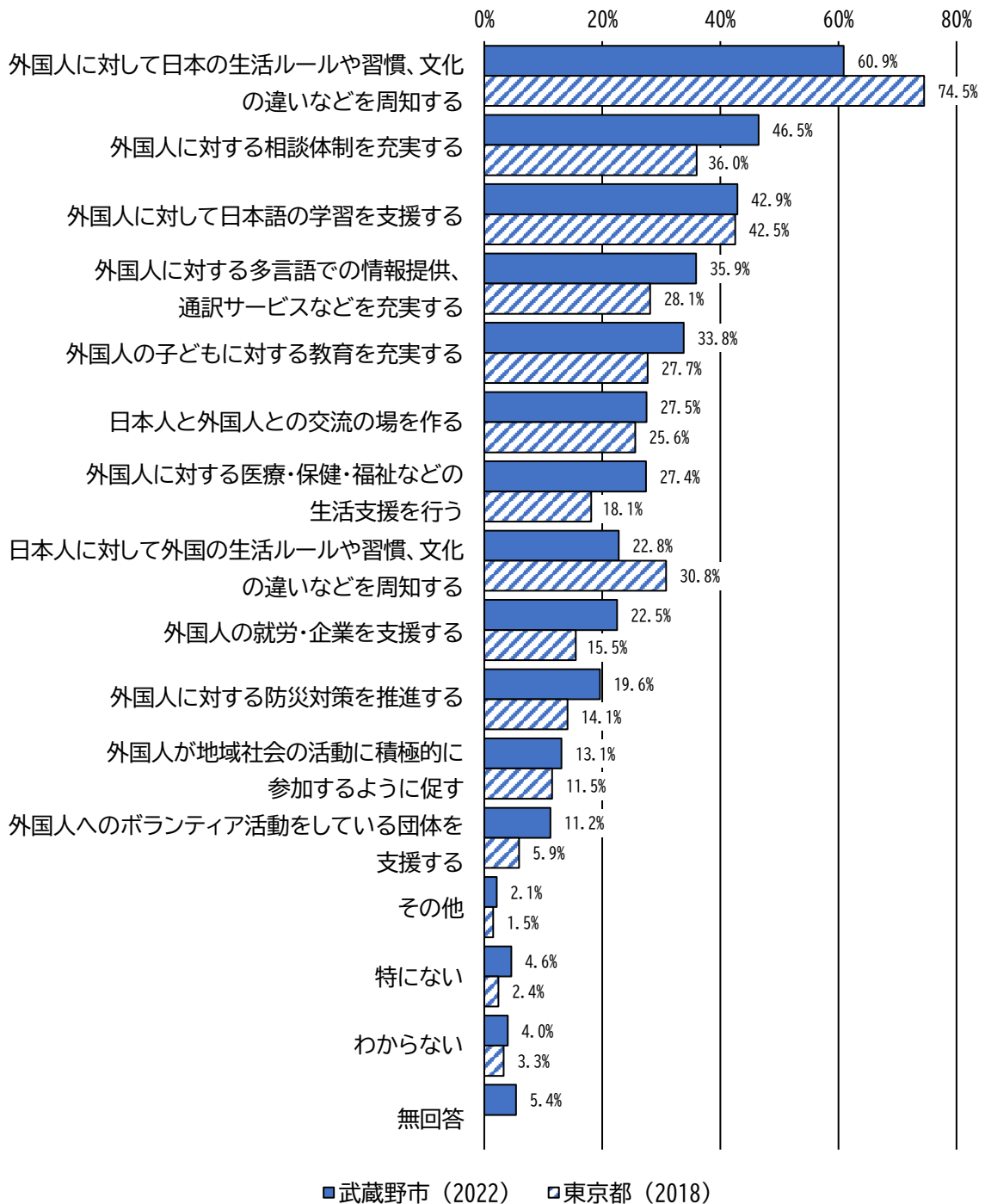
外国人が地域社会の一員として生活するうえでしてほしいと思うことは、東京都の調査と同様、「地域の生活習慣、ルール、文化等を理解してほしい」が最も高くなりました。

地域に外国人が増えることによる影響（複数回答）



地域に外国人が増えることによる影響については、「外国の言葉・文化・習慣を知る機会が増える」が過半数を超えています。次いで、「東京の国際化が進み、多様性を持った都市になる」、「外国人が持つ多様な発想や専門的または高度な知識・技術を活かすことができる」と続いています。

多文化共生の社会づくりに向けて行政が力を入れるべきこと（複数回答）



多文化共生の社会づくりに向けて行政が力を入れるべきこととしては、「外国人に対して日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどを周知する」が最も高く6割を超えています。次いで「外国人に対する相談体制を充実する」、「外国人に対して日本語の学習を支援する」と続いています。

4 武蔵野市国際交流協会の取組みについて

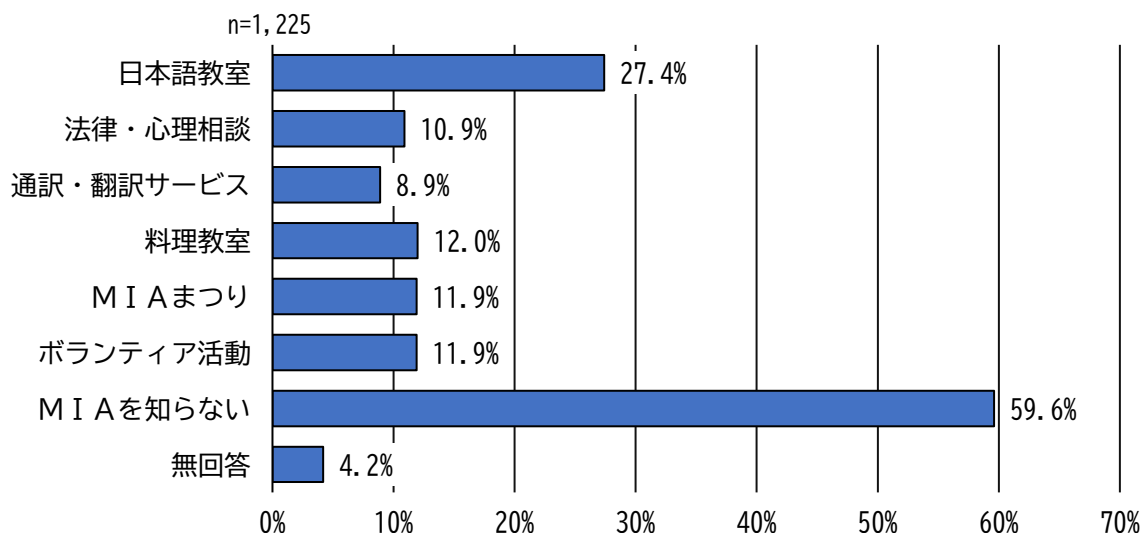
本市の外国人市民の生活・コミュニケーション支援や多文化共生の地域づくりを担う団体として、公益財団法人武蔵野市国際交流協会（Musashino International Association。以下「M I A」とします。）が挙げられます。M I Aの設立は、昭和 61（1986）年の武蔵野市平和問題懇談会による提言書の中で「世界各国の市民同士の相互理解、相互信頼を築くことが、ひいては世界平和の実現に寄与することになる」と言及されたことが契機となっています。提言書には「内外市民同士の友好と協力は、もっぱら市民間交流の問題である。在住外国人が、地域のなかで孤立して生活するのではなく、地域社会に融けこんで、地域の市民とともに生活することが必要である。」「医療、買物など日常生活を営むうえで、安心して暮せるように地方自治体としては配慮すべき」と記されています。その後、市が設置した武蔵野市国際交流委員会において本市にふさわしい国際交流のあり方として国際交流協会の設立が提案され、平成元（1989）年 10 月に設立されました。

設立以来、日本語教室や多言語による専門家相談、留学生と地域の家族がホームビジット等により交流する留学生むさしのファミリープログラムといった外国人市民の生活支援や、多言語による生活情報の提供や通訳者の派遣及び翻訳といったコミュニケーション支援、多文化共生への理解を深めるイベントや講座、外国人会員が講師となって自身の文化を伝える教室、学校への外国人会員等の講師派遣といった多文化共生の地域づくりのための事業などを行っています。

こうしたM I Aの事業は、いずれも会員のボランティアの活動によって成り立っており、それぞれの専門性や得意分野を生かし、多様な文化的背景を持つ市民同士の相互理解の推進及び外国人市民が地域での生活をよりスムーズに送れるようにするためのサポートを行っています。外国人市民の定住化により、かつて日本語教室などでサポートを受けていた外国人市民も、その後自分の専門性や得意分野を生かし、会話交流教室や家庭料理教室など様々

な講座を開き、地域に貢献する活動を行っています。M I Aでの活動は市民にとって多様な文化的背景を持つ市民同士の相互理解を通じて多文化共生にもつながる「学びの場」となっていると考えられます。

M I Aの活動で知っていること（複数回答）



「外国籍市民意識調査」でM I Aの活動で知っていることについて質問した結果、事業では「日本語教室」(27.4%)、「料理教室」(12.0%)、「M I Aまつり」(11.9%)、「ボランティア活動」(11.9%)、「法律・心理相談」(10.9%)と続いています。最も多かったのは「M I Aを知らない」(59.6%)となっており、より一層M I Aの存在を知ってもらうことが重要であると考えられます。

5 武蔵野市の取組みについて

本市では、昭和 61（1986）年、アメリカ合衆国テキサス州ラボック市にジュニア大使親善使節団を派遣したのをはじめに、世界の 5 か国 6 都市と市民レベルでの交流を行ってきました。いずれの都市とも次世代を担う青少年同士の交流が中心であり、国際交流事業に参加することで異文化理解が深まり、将来グローバルな市民となることが期待されています。また、異文化理解が進めば、身近な地域での多文化共生についての関心が高まることも期待されています。

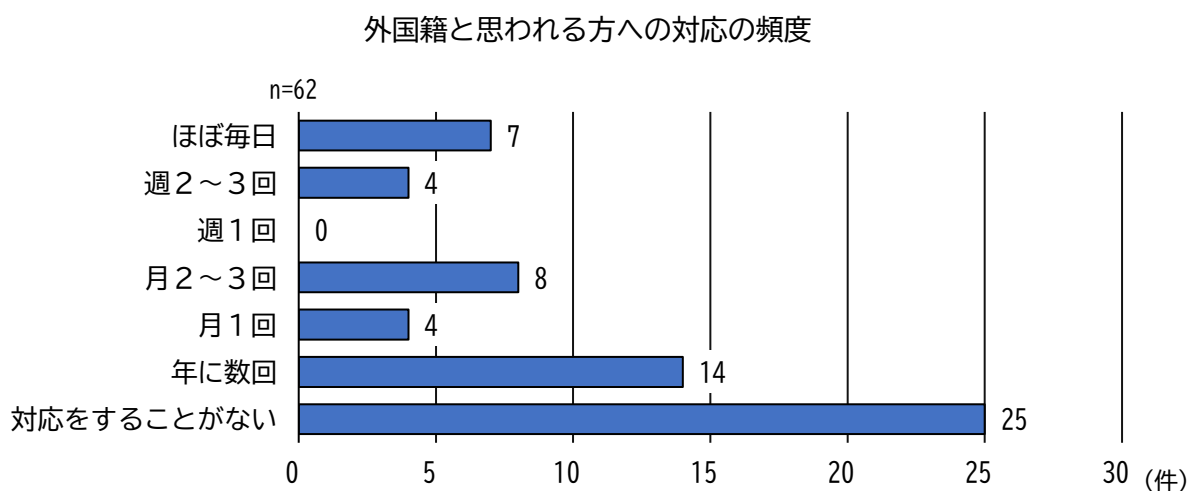
また、ルーマニア・ブラショフ市と友好交流関係にあったことから、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、平成 27（2015）年度にホストタウン登録を行いました。ブラショフ市への文化交流市民団派遣と同市からの市民団の招へい、ルーマニア・パラアスリートの市内学校訪問といった事業を通じ、人と人との交流を推進しました。また、ホストタウンサポーターを市民等から募り、783 名の登録がありました。取組みを通して多文化共生を含めた心のバリアフリーの意識が一層醸成され、東京 2020 大会のレガシーの一つとなりました。

市役所の窓口を訪れたり行政サービスを利用したりする外国人市民も増えてきており、市役所では外国語に習熟した職員が対応するほか、市の事業を案内する広報物を多言語で作成するなどの対応を行っています。令和 3（2021）年度からは、コミュニケーション手段として通訳タブレットや電話通訳を試行導入し、活用しています。

学齢期の外国人市民も増えてきており、本市に編入学する帰国、外国籍及び国際結婚家庭の児童生徒は、学校生活における言葉・文化の違いからくる様々な課題を抱えていることが多くあります。教育委員会が運営する帰国・外国人教育相談室では、教育相談や日本語指導、言語サポート、通訳・翻訳や、子どもたちの居場所づくりも兼ねた学習支援の場「すてっぷルーム」の運営など、課題解決に向けた支援を行っています。また、教育の視点だけではア

アプローチが難しい課題もあり、子ども家庭支援センター等の本市の他部署やM I A等の外部機関とも情報交換を行いながら子どもたちの支援に取り組んでいます。

武蔵野市役所の各部署及び関係団体での多言語対応の状況について把握するため、令和4(2022)年4月～5月に調査を実施しました(回答62件。一部対応事例の多い課・団体は、係または施設ごとに回答)。



「窓口または電話で外国籍と思われる方の対応をすることがある」のは37件(59.7%)で、月に1回以上対応すると回答したのは23件(37.1%)でした。外国人市民への対応で行っていることは「やさしい日本語を使用する」(56.5%)、「身振り手振りを交える」(45.2%)、「外国語のできる職員が対応する」(27.4%)、「外国語版のパンフレットを使用する」(21.0%)、「通訳タブレットの利用」(19.4%)などとなっています。

各部署で感じている課題としては、「通訳タブレットが借りられない場合の対応が難しい」といった通訳機器の不足や、「複雑な制度の説明が難しい」、「専門用語を要する通訳の確保が難しい」といった行政機関ならではの制度や用語の問題、「文化や性別の違いに配慮した対応が難しい」、「日本文化の考え方の理解促進が難しい」といった文化等の違いの問題が挙げられました。

また、各部署が外国人市民向けに作成したチラシやリーフレット等の多言語対応の状況は、英語が38件、中国語が14件、韓国語が12件、ベトナム語及びネパール語が3件、スペイ

ン語が2件、ポルトガル語が1件となっており、やさしい日本語は2件でした。先述の「外国籍市民意識調査」では、文書についてはやさしい日本語を望む声が多かったことから、やさしい日本語による案内も効果的な情報伝達手段になると考えられます。

多言語対応が十分でないと、必要とされている公的なサービスの情報が伝わらず、サービスが届かない可能性もあることから、外国人市民へ向けた確実な情報発信の方法について、今後も検討していく必要があります。

■ プランの基本的な考え方、基本目標と施策の方向性

1 基本的な考え方

多様性を認め、お互いに支え合う 誰もがいきいきと暮らし、誇りを持てるまちへ

これまでの本市における様々な多文化共生の取組みによって築かれた、市民の相互理解や支え合いを今後も大切にしていくとともに、さらにグローバル化が進むであろうこれからの時代において、日本人も外国人もいきいきと安心して暮らすことができ、誇りを持てるまちになることを目指します。

2 基本目標

本市の多文化共生推進の基本的な考え方を実現していくために、以下の3つの基本目標を定めます。

(1) 誰もが暮らしやすい地域共生社会の形成

(2) 生活を支えるコミュニケーション支援と情報発信の強化

(3) 誰もが安心して地域生活を送るための環境整備

【このプランにおける言葉の定義について】

出入国管理及び難民認定法における「外国人」（日本国籍を有しない者）や、住民基本台帳法における「外国人住民」（日本の国籍を有しない者のうち市町村の区域内に住所を有する者）など、言葉の定義は様々ありますが、このプランでは、外国籍を有する本市在住・在勤・在学の市民に加え、日本国籍を有していても文化的背景などが外国にある市民などを広く含むものとして「外国人市民」という言葉を用いることとします。

外国籍であっても日本で生まれ育ち自分の国に住んだことがない人、日本国籍であっても日本語が全く話せない人や、外見から日本人・外国人と決めつけられることに違和感を覚える人がいることを理解することも重要です。

3 施策の方向性

(1) 誰もが暮らしやすい地域共生社会の形成

① 多文化共生を知るきっかけづくり

多文化共生に関心が高い市民だけでなく、関心の薄い市民や、不安や抵抗を感じる市民に対しても、異なる文化に触れる機会を提供し、多文化共生について考えることのできるきっかけの場を提供します。また、外国人市民が地域の中で打ち解け活躍できる機会の提供を推進します。

② 青少年期からの多文化共生への理解の促進

海外友好都市への派遣事業等を通じて、青少年期からの多様な文化への理解を促進します。また、その体験を共有できる機会を設け、周囲への波及を図ります。

市内小中学校からの求めに応じてM I Aが実施する、留学生をはじめとした外国人市民を学校へ派遣する事業等を通じて、子どもたちの多文化共生への理解を深めます。

③ 地域の多文化共生活動を担うボランティアとその活動の広がり支援

これまで「学びの場」という理念のもと、様々な事業を担ってきたM I Aのボランティア活動を維持し、さらにその活動の輪が広がるよう支援します。

④ 誰もが参加できる事業の推進に向けた取り組み

外国人市民も様々な事業、イベントに参加しやすくなるように、内容、運営方法、広報について、研修等を通じて市職員の意識向上を図ります。また、市内の団体や事業者に対しても啓発活動に取り組みます。

また、文化的背景やこれまでの経験に基づく知見やアイデアが地域で活用されるよう、様々な地域活動への外国人市民の参加を促進し、意見が出せるよう取り組みます。

⑤ 事業者等への啓発

外国人市民を雇用する事業者や、顧客とする事業者に対して、多文化共生について理解を深めてもらうとともに、言語による理解不足が生じないように必要に応じ多言語対応ややさしい日本語の使用に努めるよう啓発を行います。

⑥ ダイバーシティの推進に係る他施策との連携

第六期長期計画の重点施策「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」のため、国籍・地域や文化の違いに留まらず、性別、性自認、性的指向、年齢、障害の有無等に関わらず全ての人が安心して生活できるよう、他施策との連携や所管する部署間の連携を深めます。

⑦ 偏見や差別の解消に向けた取組み

外国人市民が偏見や差別を感じることをないように、啓発活動等に取り組みます。また、地域で多文化共生が進展することに対して戸惑いを感じる市民へは丁寧な説明を心がけ、誰もが暮らしやすいまちを目指すことへの理解が得られるよう努めます。

(2) 生活を支えるコミュニケーション支援と情報発信の強化

① 行政窓口・情報の多言語化

I C Tを活用した行政窓口の多言語対応や、効果的に伝えるための広報ツールの多言語化を行うとともに、窓口での指差しボードの使用や印刷物における写真やイラストの活用など、意思疎通や情報発信の円滑化のための工夫を行います。

あわせて、多言語対応窓口のあり方について、さらに研究を進めます。

② 「伝わる」日本語の使用の推進

外国人市民への母語での伝達にこだわらず、「やさしい日本語」を積極的に使用します。一方で、国・地域や日本語の習得レベルによって、ひらがなのみが良い、漢字のほうが伝わりやすい、普通の日本語で理解できるといった場合もあることにも留意します。

③ 日本社会や地域における慣習等を伝える手段の検討

地域に住む日本人、外国人がともに快適に暮らせるよう、日本社会や地域における慣習、ルール等を外国人市民に伝える手段について検討します。

④ 日本語教育の推進

令和元（2019）年に施行された「日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）」に則り、国や都とも連携・協働し、地域における日本語教育を推進します。多文化共生を目指し、日本語学習だけでなく外国人市民の生活支援、地域参画の拠点となっているM I Aの日本語教室の安定的な実施に向けた体制の強化をサポートします。また、既存の日本語教育を行う団体の活動を支援するとともに、新たな担い手が参加しやすい仕組みを検討します。

⑤ 市やM I Aの取組みについての広報強化

市役所での多言語対応について周知を図り、外国人市民が必要な行政情報を入手し安心して暮らせるよう、M I Aなど関係機関と連携して広報に努めます。

また、M I Aについても、支援を必要とする外国人市民への認知度向上を図るのはもちろんのこと、国籍等に関わらず広く市民にM I Aの取組みを知ってもらい、地域での国際交流や活動に関心のある市民にM I Aの活動へ参加してもらえるよう周知を図ります。

(3) 誰もが安心して地域生活を送るための環境整備

① 防災意識の啓発と災害時の支援体制の整備

地震や台風などの自然災害についての知識や経験が少ない外国人市民や、災害に対する備えなど取るべき行動につながらない外国人市民に対して、日頃からの防災対策を呼びかけるとともに、災害時の情報発信や避難所での受入体制等の整備を行います。

② 教育機会の確保

教育を受ける機会が失われることのないよう、教育制度の理解促進を図るとともに就学の手続をサポートします。また、希望する進路を選択できるように、相談支援及び日本語の学習支援を継続します。市立小中学校の児童生徒については、日本語学習で困ることのないよう、引き続き帰国・外国人教育相談室の事業を推進します。

義務教育年齢を過ぎた子どもに対しては、民間団体が実施する学習支援や、東京都の教育相談と連携するなど、子どもの学ぶ権利が保障されるよう努めます。

③ 誰もがその人に合った福祉サービスを受けられる体制整備の支援

日本語の習得レベルに関わらず、必要なときに保健・医療・介護・福祉、子育て支援等のサービスが利用できるよう、サービス提供機関の多言語対応を支援します。また、外国人市民の文化や宗教などの違い、日本と外国の制度の違いについて理解を深め必要な配慮がなされるよう、啓発に努めます。

④ ライフステージに応じた支援の連携

出産・子育て、介護などライフステージに応じて生じる課題について、必要とする外国人市民が日本人市民同様に適切な支援を利用できるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わる様々な組織・部署、人の連携を図ります。また、在留資格が関係することなど、外国人特有の相談にも、M I Aを通じて専門家が対応できる体制を維持していきます。

⑤ 感染症流行時における対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、多言語による情報提供や相談対応を行う体制を引き続き維持します。

■ プランの推進について

1 プランの周知

外国人市民にも本プランの内容を知ってもらうために、プランの多言語版の作成や周知機会の創出など、方法を検討し、効果的な周知に努めます。

2 市における施策の実施状況の把握

施策の方向性に合致する本市の事業の進捗について、定期的に市役所内の各部署に照会を行い、実施状況を把握します。

3 関係機関等との連携

本市の多文化共生の取組みの中でも、コミュニケーション支援や生活支援についてはM I Aが主体となって行ってきました。また、これらの取組みを通じて、地域での異文化理解や多文化共生への理解が少しずつ広がり、深まってきました。M I Aが培ってきた経験や専門性を生かせるよう、引き続き情報交換を密にし、連携及び支援を行っていきます。

さらに、令和5（2023）年1月現在で本市には81の国・地域の外国人が暮らしています。外国人市民に対してきめ細かなコミュニケーション支援を行う場合、いわゆる少数言語にどのように対応していくかが課題であり、本市だけで全ての言語を網羅するのは困難なことから、他の地方公共団体及び国際交流団体との広域的な連携も検討していきます。

また、国や東京都との連携に加え、一般財団法人自治体国際化協会⁵や一般財団法人東京都

⁵ 地域における国際化の気運の高まりを受け、こうした動きを支援し、一層推進するための地方自治体の共同組織として昭和63（1988）年に設立された団体。自治体の海外との経済交流や国際協力への支援のほか、多文化共生のまちづくりに取り組む自治体や地域国際化協会、関係団体の活動の支援を行っている。

つながり創生財団⁶などが提供するサービス等を積極的に活用していきます。

多文化共生に向けた取組みは個人に対してのものから市民全体を対象にするものまで様々であり、分野も多岐にわたっていることから、行政だけで推進していくことには限界があります。市民、地域で活動する団体、事業者、大学など、多様な主体との連携を図り、それぞれの活動が地域での異文化理解の促進や多文化共生の形成につながるよう、支援を行います。

⁶ 東京の活力の源泉である「人」と「人」をつなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する団体として、令和2（2020）年に東京都により設立された団体。多文化共生社会づくり、ボランティア文化の定着や地域の中核である町会・自治会等の支援など共助社会づくりを推進する事業に取り組み、地域コミュニティの活性化を目指している。

■ 参考資料

1 武蔵野市多文化共生推進プラン策定の流れ

プランの策定にあたり、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会を設置し、現状と課題の整理やプランの内容についての検討を行いました。また、庁内検討委員会での検討に資する意見を聴取し助言を求めるため、外部の専門家や公募市民等からなる武蔵野市多文化共生推進懇談会を併せて設置し、二つの会議を両輪として作業を進めました。

策定の過程で、9月に中間のまとめを公表し、パブリックコメントを実施したほか、関係者によるグループディスカッションを実施し意見を聴取しました。

月日	会議等	主な議題等
令和4(2022)年 5月30日	庁内検討委員会(第1回)	①プラン策定の進め方について ②各種調査結果の報告 ③現状と課題の整理
6月29日	懇談会(第1回)	①懇談会の位置づけについて ②プラン策定の進め方について ③各種調査結果の報告 ④現状と課題の整理
7月12日	懇談会(第2回)	骨子案についての意見、助言
7月25日	庁内検討委員会(第2回)	懇談会の意見、助言を受けての骨子案の検討
8月17日	懇談会(第3回)	①中間のまとめ(案)についての意見、助言 ②ワークショップの内容についての意見、助言
8月23日	庁内検討委員会(第3回)	①懇談会の意見、助言を受けての中間のまとめの検討 ②ワークショップの内容についての検討
9月15日 から 10月21日 まで	パブリックコメント	「武蔵野市多文化共生推進プラン(仮称)中間のまとめ」を市役所等で配布するとともに、市ホームページ及びカタログポケット(多言語)で公開。 12名が意見を提出。

月日	会議等	主な議題等
10月13日	関係者グループディスカッション (ワークショップから名称を変更)	外国人市民に接する団体職員等により、「武蔵野市多文化共生推進プラン(仮称)中間のまとめ」に対する意見等をグループに分かれて議論。 会場：武蔵野スイングホールスカイルーム 参加者：26名
11月15日	懇談会(第4回)	①関係者グループディスカッション、パブリックコメントの実施報告 ②寄せられた意見への対応についての意見、助言
11月24日	庁内検討委員会(第4回)	①関係者グループディスカッション、パブリックコメントの実施報告 ②寄せられた意見への対応についての検討
12月13日	懇談会(第5回)	プラン素案についての意見、助言
令和5(2023)年 1月30日	庁内検討委員会(第5回)	懇談会の意見、助言を受けてのプランの完成に向けた検討

2 要綱等

(1) 武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、及び尊重し合い、活躍できる環境を整備するために必要な事項を取りまとめた武蔵野市多文化共生推進プラン（仮称）（以下「多文化共生推進プラン」という。）を策定するため、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は交流事業担当部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部多文化共生・交流課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交流事業担当部長
総合政策部企画調整課長
市民部多文化共生・交流課長
市民部市民課長
防災安全部防災課長
健康福祉部生活福祉課長
子ども家庭部子ども子育て支援課長
教育部教育支援課長

(2) 武蔵野市多文化共生推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市多文化共生推進プラン（仮称）（以下「多文化共生推進プラン」という。）の策定にあたり、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）の検討に資する意見を聴取し、助言を求めるため、武蔵野市多文化共生推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、多文化共生推進プランの策定にあたり、次に掲げる事項について意見を述べ、委員会へ助言する。

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、及び尊重し合い、活躍できる環境の整備を武蔵野市（以下「市」という。）が積極的に図っていくために必要なこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 外国人を支援する団体（市内に所在するものに限る。）の関係者 1名程度
- (2) 外国人を支援する団体の関係者 1名程度
- (3) 学識経験者 2名程度
- (4) 公募市民（日本国籍） 1名程度
- (5) 公募市民（外国籍） 1名程度
- (6) 市職員 1名程度

(会議)

第4条 懇談会の会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

- 2 懇談会の会議は、原則として日本語により行うものとする。ただし、多言語で対応する必要がある場合は、この限りでない。

(意見聴取)

第5条 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、その設置の日から令和5年3月31日までとする。

(謝礼)

第7条 委員(第3条第6号に掲げる委員を除く。)には、懇談会の会議1回の出席につき12,000円の謝礼を支払う。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、市民部多文化共生・交流課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 武蔵野市多文化共生推進懇談会委員

氏名	所属
薦田 庸子 <small>こもだ ようこ</small>	公益財団法人武蔵野市国際交流協会 主幹
新居 みどり <small>にい みどり</small>	NPO法人国際活動市民中心CINGA コーディネーター
田村 太郎 <small>たむら たろう</small>	一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事
木下 大生 <small>きのした だいせい</small>	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科 教授
中澤 慶一郎 <small>なかざわ けいいちろう</small>	公募市民
Wu Stephen <small>う すてふあん</small>	公募市民
田川 良太 <small>たがわ りょうた</small>	武蔵野市市民部長兼交流事業担当部長

武蔵野市多文化共生推進プラン

発行年月	令和5（2023）年3月
編集・発行	武蔵野市 市民部 多文化共生・交流課
所在地	〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
電話番号	0422-60-1806
FAX番号	0422-51-9408